

ギフ鳥

— GifTori —

ふるさと納税による地域づくり団体応援制度

「ギフ鳥」は、ふるさと納税の仕組みを活用して、鳥取県内の地域づくり団体を応援していただく制度です。

制度の詳細は
こちら！



- ・ふるさと納税の仕組みを活用して、地域づくり団体への寄附を集めることができます。
- ・寄附者が寄附申込みをする際に、支援したい団体を指定して寄附することができる制度です。 ※寄附を受けるためには事前に登録が必要です。

持続可能な地域づくり団体支援寄附金の仕組み

要件など詳しくは裏面
ご参照ください！



③事業・活動報告

継続的に資金調達を行い
持続可能な地域づくりにつながる

②寄附額の 80%を交付

※企業版ふるさと納税は
100%を交付

①支援したい団体を 指定して寄附



寄附をいただく方
(全国の個人)



窓口
問合せ先

鳥取県 協働参画課 (鳥取市東町1-220)

電話：0857-26-7070 E-mail：kyoudou-sankaku@pref.tottori.lg.jp

○制度の概要

- ・寄附者が鳥取県へのふるさと納税の寄附申込をする際に、支援したい団体を指定して寄附することができ、寄附者はふるさと納税による税控除を受けられます。
- ・個人による寄附は寄附額の80%、企業版ふるさと納税（県外企業のみ対象）は100%を交付します。
- ・支援の対象となるのは、要件を満たし事前に「寄附対象団体」として登録された団体に限ります。
- ・登録を希望する団体は、県へ団体登録申請書等を提出し、審査を受ける必要があります。
- ・寄附募集の方法は、次の2つのタイプから1つを選択していただきます。

区分	【タイプ1】 協賛型ふるさと納税タイプ	【タイプ2】 ガバメントクラウドファンディングタイプ
想定する団体 ※1	・地域に密着して活動する団体 ・活動・団体規模が小さい団体 ・既存の寄附基盤がない又は乏しい団体	・県全域や県外など広範囲で活動する団体 ・活動・団体規模が大きい団体 ・既存の寄附基盤が一定程度ある団体
対象となる事業	地域づくり団体が取り組む公益的で、県民の便益につながる特定非営利活動促進法（以下「NPO法」という。）に掲げる20分野又は社会貢献を行う事業	
対象となる団体	NPO法に掲げる20分野の活動その他社会貢献活動を行う非営利団体	
寄附募集期間	通年	協議により決定（原則3カ月間）
一団体あたりの目標金額	設定金額なし	設定金額1,000千円以上 A I I - i n方式で実施 ※2
お礼の品の設定	なし （お礼状、実績報告書等をお礼の品とする）	鳥取県内で生産された商品等をお礼の品として活用可能 ※3

※1 あくまでも県が想定する団体であり、これに該当しなければ選択できないわけではありません

※2 目標金額を達成せずに終了した場合でも、集まった支援金を受け取れる方式です。
ただし、集まった金額に関わらず、募集の際に掲げた活動内容を実施する必要があります。

※3 必ずお礼の品を活用しなければならないわけではありません。

○寄附対象団体の登録要件

- ・寄附対象団体として登録を受けるには、以下の要件を満たしていることが必要です。

タイプ1の要件

<指定する地域づくり団体の要件>

○団体としての要件

- ・県内に事務所を置き、総会や理事会などにより団体の意思決定を行っていること
- ・法人格の有無にかかわらず、定款、団体の規約等を備えていること
- ・直近3年分以上の事業活動、決算・財務の情報を広く開示していること（団体の創設から3年を経過していない場合には創設の日以降）
- ・10名以上の構成員で組織し、代表者を定めていること
（「法人格を有する」「県から補助金の交付決定を受けた実績がある」「県から業務を受託した実績がある」「県から顕彰又は表彰された実績がある」のいずれかに該当する場合はこの限りではない）
- ・公的機関ではなく、また公的機関による出資等を受けていないこと
- ・NPO法20分野その他社会貢献を行う非営利活動団体であること
- ・NPO法人の場合は、NPO法で定めるところにより事業報告書を所轄庁に提出していること
- ・役員等が暴力団等構成員及び関係者等でないこと
- ・代表者が未成年の場合には、成人の会計責任者を置くこと

タイプ2の要件

- ・タイプ1の要件を満たしていること
- ・目標金額100万円を達成できる見込みのある団体であること

○活動についての要件

- ・地域課題の解決や地域活性化のために、広く県民が参加または直接的な便益を得られる公益性の高い活動（特定の個人・団体を支援する活動を除く。）を行っていること
- ・次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当すること
(ア)県の施策と整合する活動を行っていること
(イ)県又は県内市町村との協働の実績を有すること
- ・県内で概ね1年以上の継続的な活動実績があること
（「法人格を有する」「県から補助金の交付決定を受けた実績がある」「県から業務を受託した実績がある」「県から顕彰又は表彰された実績がある」「長年に渡り活動が見込める」のいずれかに該当する場合はこの限りではない）
- ・県内に在住し、活動する者が1名以上いること
- ・法令違反、公序良俗に反する活動等をしていないこと
- ・活動の目的が、宗教、政治的なものでないこと

○寄附金の使途

- ・寄附金は以下のいずれにも該当する使途（使い道）に使っていただけます。
- ・寄附対象団体の活動等に賛同した寄附者からの寄附金を活用して行う本制度の趣旨に鑑み、寄附金の活用にあたっては寄附者に説明責任を果たすことができるよう努めてください。

- ・自主的、自発的に行う公益的な事業及びそれに伴う必要な経費（補助事業の自己負担部分を含む）であること
- ・NPO法20分野に関する活動その他社会貢献を行う活動に必要な経費であること

- ・県民の便益につながる事業に必要な経費であること
- ・構成員のみを対象とする事業への経費でないこと
- ・宗教的、政治的活動のための経費でないこと
- ・制度利用に係る登録を受けた日以降に要した経費であること

○寄附対象団体の応募方法等

募集期間：随時募集 ※応募から寄附募集開始までは、約2か月要します。

応募書類等詳細は、右の二次元コードからホームページでご確認ください。

